



情報通

2021. September 9月号

発行：東京税理士会 情報システム部
デジタル化委員会
題字：神津 信一（四谷）
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

電子申告に関する税理士交代時の注意点と手続き

情報システム部副部長 真砂 美穂

税理士と関与先との顧問契約は長期に渡ることが多いですが、様々な理由で残念ながら顧問契約を解消する場合もあると思います。その際、お預かりしていた資料などは返還するのが当然ですが、忘れやすいのが「電子申告に係る利用者識別番号・利用者ID及びパスワード（以下、「利用者情報」）」の引継ぎです。利用者情報の引継ぎが正しく行われなかったことにより、様々なトラブルが予測されます。トラブルを起こさぬよう、税理士の交代時には利用者情報の取扱いに十分注意しましょう。

1. 予測されるトラブル

利用者情報の引継ぎが行われなかったことにより、次のようなトラブルが予測されます。

① 旧税理士側のトラブル

- ・関与を解消した税理士（以下、「旧税理士」とする。）が、故意あるいは誤って納税者の利用者情報を使用してメッセージボックスの内容を閲覧することにより、納税者から不正アクセスに該当すると指摘を受ける。
- ・旧税理士が納税者の利用者情報を使用して勝手に修正申告などをしてしまう。
- ・旧税理士のメールアドレスが利用者情報に登録されたままになっている場合、関与を解消した納税者に関する還付や予定納税等を通知するメールが旧税理士に引き続き送信されてしまう。
- ・メッセージボックスの転送設定に係る委任登録に旧税理士が登録されたままになっている場合、「申告のお知らせ」が旧税理士に引き続き転送されてしまう。

② 新税理士側のトラブル

- ・新たに関与した税理士（以下、「新税理士」とする。）が、新たに利用者情報を取得してしまい、その結果、過去の申告内容が閲覧できなくなってしまう事態となる。

2. 関与税理士が交代する場合の電子申告関係手続き

関与税理士が交代する場合に必要な手続きには、次のようなものがあります。（関与税理士の交代に関してのe-Tax、eLTAXの届出は必要ありません。）

① 旧税理士が行う手続き

- ・メッセージボックスの転送・共有設定に係る委任関係の解除
- ・納税者の利用者情報の返却
- ・暗証番号の変更、自己（旧税理士）のメールアドレスの消去の指導

② 納税者が行う手続き

- ・利用者情報の受取り
- ・メッセージボックスの転送・共有設定に係る委任関係の解除
(注) 委任関係の解除は税理士、納税者のどちらからでも行うことができます。
- ・暗証番号の変更、旧税理士のメールアドレスの消去、新税理士のメールアドレスの登録
- ・新税理士へ「電子申告に係る利用者識別番号等の利用同意書（※）」により利用者情報の通知

③ 新税理士が行う手続き

- ・納税者から「電子申告に係る利用者識別番号等の利用同意書（※）」により利用者情報の受取り
- ・納税者の暗証番号の変更、旧税理士のメールアドレスの消去及び自己（新税理士）のメールアドレスの登録の指導・援助
- ・メッセージボックスの転送・共有設定に係る委任関係の登録及び指導・援助

(※) 電子申告に係る利用者識別番号等の利用同意書サンプル

URL:<http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/taxaccount/work/auth/riyoudousyo.pdf>

3. 利用者情報の引継ぎが行われなかった場合の手続き

税理士が交代する場合、原則として納税者から新税理士に対して、利用者情報をお知らせすべきですが、納税者が利用者情報を紛失してしまった場合、さらに旧税理士から通知がなく、以前の利用者情報を入手することが不可能な場合は、以下のような手続きが必要です。

① e-Tax

所轄の税務署に「暗証番号等の再発行」に関する変更等届出書を提出してください。変更等届出書はインターネットを利用してオンラインで提出できます（書面での提出も可能です）。

後日、届出を受け付けた税務署から、通知書が郵送で届きます。この場合、利用者識別番号は変更されませんが、暗証番号と事前登録した電子証明書が消去されますので、新たに税務署から通知された暗証番号でログインし、暗証番号の変更及び電子証明書の登録を行ってください。なお、秘密の質問と答えを登録済みの場合は、暗証番号の再設定をオンラインで行うことができます（変更等届出書を提出する必要がありません）。

(変更等届出書：図1)

図1



https://www.e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm#tabs_2

② eLTAX

利用者IDが不明の場合は、「利用者ID再通知申請」を行ってください。暗証番号が不明の場合は、「暗証番号再設定申請」を実施してください。いずれも、オンラインで行うことができます。

ただし、登録したメールアドレスが不明、または利用不可能となっている場合、「利用者ID再通知」「暗証番号再発行」は行うことができず、あらためて利用届出（新規）を行うしか方法はありません。メールアドレスは税理士のものだけではなく、関与先のメールアドレスも登録しておきましょう。

(利用者ID再通知申請：図2)

図2



<https://www.eltax.lta.go.jp/riyoutodokede/case/saitsuuchi/>

(暗証番号再設定申請：図3)

<https://www.eltax.lta.go.jp/riyoutodokede/case/saihakkou/>



図3

Web会議システムを最新のバージョンにアップデートしていますか？



Zoom、Microsoft Teams、SkypeなどのWeb会議システムは定期的にバージョンが更新され、脆弱性に対する修正や新しい便利機能の追加などが行われています。情報漏洩やウイルス感染などのリスクを避けるためにも、必ずアップデートを行いましょ。

サインインすると更新が必要であることを通知してくれるWeb会議システムもありますが、通知機能がない場合には、会議を行う前にアップデートの確認を習慣づけましょ。

【Zoom】アカウントアイコンをクリック→「アップデートを確認」

【Microsoft Teams】アプリ上部にあるプロフィール画像をクリック→「アップデートの確認」

【Skype】ヘルプをクリック→「更新プログラムを確認する」

(注)「ヘルプ」が表示されない場合は、Altキーを押すとツールバーが表示されます。